

資料 2

ビワマス引縄釣等にかかる委員会指示における適用除外規定の追加について

1 現状

令和4年琵琶湖海区漁業調整委員会指示第2号により、令和4年12月1日から令和5年9月30日までは、承認を受けた遊漁者または承認を受けた遊漁船を利用する遊漁者以外は引縄釣および引縄釣以外の船舶を用いた釣漁法（ビワマスの採捕を目的としたものに限る。）（以下「引縄釣等」という。）を行ってはならないこととなっている（知事から許可を受けた漁業者は可）。しかし同指示には適用除外の項目が無いために、試験研究等の目的で引縄釣等によりビワマスを採捕することができない。

2 適用除外の必要性

ビワマスの資源状態やその生態を把握することは、資源の有効利用を検討するうえで重要な知見となる。そのうえで、引縄釣等はビワマス採捕の手法として有効な手段であるため、試験研究等を目的とした引縄釣等に対する同指示の適用除外は必要であると考えられる。

3 適用除外規定の追加について

試験研究等を目的とした引縄釣等に対する同指示の適用を除外するため、以下の通り委員会指示の内容を変更したい。

1 指示の内容

(1) 遊漁の承認

令和4年12月1日から令和5年9月30日までは、遊漁者は引縄釣および引縄釣以外の船舶を用いた釣漁法（ビワマスの採捕を目的としたものに限る。）（以下「引縄釣等」という。）を行ってはならない。ただし、琵琶湖海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けた場合、承認を受けた遊漁船業者の使用する船舶に乗って行う場合または滋賀県漁業調整規則（令和2年滋賀県規則第103号）第46条第1項の規定により知事の許可を受けた者が行う場合はこの限りでない。当該承認を受けた者が引縄釣等を行うときは、委員会が交付した章旗を常備し、使用船舶に掲揚しなければならない。

(以下略)

滋賀県漁業調整規則（滋賀県規則第 103 号）

（試験研究等の適用除外）

第 46 条 この規則のうち水産動植物の種類もしくは大きさ、水産動植物の採捕の期間もしくは区域または使用する漁具もしくは漁法についての制限または禁止に関する規定は、試験研究、教育実習または増養殖用の種苗（種卵を含む。）の供給（自給を含む。）（以下この条において「試験研究等」という。）のための水産動植物の採捕について知事の許可を受けた者が行う当該試験研究等については、適用しない。

（以下略）

新旧対照表

新	旧
<p>1 指示の内容</p> <p>(1) 遊漁の承認</p> <p>令和 4 年 12 月 1 日から令和 5 年 9 月 30 日までは、遊漁者は引縄釣および引縄釣以外の船舶を用いた釣漁法（ビワマスの採捕を目的としたものに限る。）（以下「引縄釣等」という。）を行ってはならない。ただし、琵琶湖海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けた場合、承認を受けた遊漁船業者の使用する船舶に乗って行う場合または滋賀県漁業調整規則（令和 2 年滋賀県規則第 103 号）第 46 条第 1 項の規定により知事の許可を受けた者が行う場合はこの限りでない。当該承認を受けた者が引縄釣等を行うときは、委員会が交付した章旗を常備し、使用船舶に掲揚しなければならない。</p> <p>（以下略）</p>	<p>1 指示の内容</p> <p>(1) 遊漁の承認</p> <p>令和 4 年 12 月 1 日から令和 5 年 9 月 30 日までは、遊漁者は引縄釣および引縄釣以外の船舶を用いた釣漁法（ビワマスの採捕を目的としたものに限る。）（以下「引縄釣等」という。）を行ってはならない。ただし、琵琶湖海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けた場合および承認を受けた遊漁船業者の使用する船舶に乗って行う場合はこの限りでない。当該承認を受けた者が引縄釣等を行うときは、委員会が交付した章旗を常備し、使用船舶に掲揚しなければならない。</p> <p>（以下略）</p>